

★1、本旅行条件書の意義

この書面は旅行業法第12条の4に定めるところの取引条件の説明書面及び同法第12条の5に定めるところの契約書面の一部となります。

1. 手配旅行・旅行相談契約

- ① この契約は、旅育ワーケーションツアーズ株式会社（たびわくツアー）(以下当社といいます)が手配する旅行または旅行相談を行うことであり、お客様と「手配旅行契約」または「旅行相談契約」(以下単に「契約」といいます。)を締結することとなります。
- ② 当社はお客様の依頼によりお客様のために代理、媒介、取次をすることなどによりお客様が運送・宿泊その他のサービスの提供を受けることができるよう、手配することまたは旅行計画作成のための相談を引き受けます。
- ③ 当社は旅行手配または旅行相談にあたり、旅行代金として運送・宿泊機関等に支払う運賃・料金その他の旅行費用の他、所定の旅行業務取扱料金(相談料金を含む)を申し受けます。なお、お客様が依頼された運送・宿泊機関等が満員、満室等の理由で手配不能となった場合でも、原則として旅行業務取扱料金を申し受けます。
- ④ 「国内旅行」とは、本邦内のみの旅行をいい、「海外旅行」とは、国内旅行以外の旅行をいいます。

2. 旅行の申込みと契約の成立

- ① 当社と契約(相談契約を含む)を締結しようとするお客様は、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、当社が明記に定める申込金を添えてお申込みいただきます。この申込金は、旅行代金、取消料その他のお客様が当社に支払うべき金銭の一部として取扱います。
- ② 旅行契約は当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立するものとします。ただし、運送サービスまたは宿泊サービスの手配のみを目的とする旅行契約であって、旅行代金と引き換えに当該旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面(乗車船券、宿泊券等)を交付するものについては、口頭による申込を受け付けることがあります。この場合において、旅行契約は当社が契約の締結を承諾した時に成立するものとします。旅行相談契約は当社が契約の締結を承諾し、申込書を受理した時に成立するものとします。
- ③ 当社は書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく旅行の申込みを受け付けることがあります。この場合、契約はご旅行引受書を交付した時に成立するものとします。

3. 通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客様との旅行条件

- ① 当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員(以下「会員」といいます。)より、会員の署名なしで旅行代金の一部(申込金)等のお支払いを受けることを条件に、電話、電子メール、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行契約(以下「通信契約」といいます。)を締結する場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、又は、業務上の理由等でお受けできない場合もあります。
- ② 通信契約の申込みの際、会員は申込みをしようとする「手配旅行(旅行相談を含む)」の内容、「出発日」等に加えて「カード名」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。
- ③ 通信契約による旅行契約は、当社等が旅行契約の締結を承諾する旨の通知がお客様に到達した時に成立するものとします。
- ④ 通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が契約に基づく旅行代金等の支払または払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出のあった日となります。
- ⑤ お客様がクレジットカードによるお支払いを希望されカード会社より決済できないときは、当社はお申込みをお断りします。

4. お申込み条件

- ① お申込み時18歳未満の方は親権者の同意書が必要です。
- ② 健康を害している方、身体に障がいのある方、妊娠中の方、補助犬使用者の方等その他の特別な配慮を必要とする方はその旨をお申し出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。
- ③ お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、お申込みをお断りする場合があります。
- ④ お客様が当社に対して暴力的又は不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為などを行った場合は、お申込みをお断りする場合があります。
- ⑤ お客様が風説を流布したり、偽計や威力を用いて当社等の信用を乗取ったり業務を妨害するなどの行為を行った場合は、お申込みをお断りする場合があります。
- ⑥ お客様の旅行手帳および旅行相談内容が公序良俗に反するときや、旅行地において施行されている法令に違反するおそれがあるものであるときは、お申込みをお断りする場合があります。
- ⑦ その他当社の業務上の都合があるときは、お申込みをお断りする場合があります。

5. 団体・グループ手配

- ① 当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者(以下、「契約責任者」という)を定めて申込みがあった場合、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者

- (以下、「構成員」という)の手配旅行契約の締結及び解除に関する一切の代理権を有しているものとみなします。また、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引は、当該契約責任者との間でを行います。
- ② 契約責任者は、当社が定める日までに、構成員の名簿を提出していただきます。契約責任者は、第17項による第三者提供が行われることについて、構成員本人の同意を得るものとします。
- ③ 当社は、契約責任者が構成員に対して現に負い、または将来負うことが予想される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- ④ 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においてはあらかじめ契約責任者が選任した構成員を契約責任者とみなします。
- ⑤ 当社は、契約責任者の求めにより添乗サービス料金を申し受けただうえで、添乗サービスを提供することがあります。なお、添乗サービスとは別に添乗員が団体・グループに同行するために必要な交通費、宿泊費の実費を別途申し受けます。添乗サービスの内容は、原則として旅行日程上の団体・グループ行動を行うために必要な業務とします。また、添乗員の業務時間は原則として8時から20時までとします。
- ⑥ 当社は、契約責任者から構成員の変更の申し出があった場合は可能な限りこれに応じます。構成員の変更により生じる旅行費用の増減は構成員に帰属するものとします。

6. 契約書面のお渡し

当社は、手配旅行契約の成立後速やかに、お客様に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面を交付します。ただし、当社が手配するすべての旅行サービスについて乗車券類、宿泊券その他の旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するときは、当該契約書面を交付しないことがあります。

7. 旅行契約内容の変更

- お客様から契約内容の変更があったときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合、当社は旅行代金を変更することがあります。また、次の料金を申し受けます。
- (1) 変更のために運送・宿泊機関等に支払う取消料・違約料(すでに航空券を発行している場合の払戻手数料を含みます。)
- (2) 当社所定の変更手数料金

8. 旅行契約の解除

- ① お客様による契約の解除
- お客様のご都合により旅行契約を解除するときは、以下の料金を申し受けます。
- 【1】お客様がすでに受けた旅行サービスにかかる費用
- 【2】お客様がまだ受けていない旅行サービスにかかる取消料・違約料その他旅行サービス提供機関に支払う費用
- 【3】当社所定の旅行業務取扱料金としての手配料金及び旅行サービスの手配の取消にかかわる取消手続料金
- ② 当社による契約の解除
- 当社は次に掲げる場合において、契約を解除することがあります。
- 【1】お客様が第9項の期日までに旅行代金を支払わないとき。
- 【2】お客様が第4項③～⑤のいずれかに該当することが判明したとき。
- 【3】お客様がクレジットカードによるお支払いを希望されカード会社より決済できないとき。
- ③ 本項②により契約が解除されたときは、お客様も既に提供を受けた旅行サービスの費用及びまだ受けていない旅行サービスにかかる取消料・違約料その他旅行サービス提供機関の未払い費用及び、当社所定の旅行業務取扱料金としての手配料金・取消手続料金をお支払いいただきます。

9. 旅行代金

- ① ご旅行代金(相談料金を含む)は、ご旅行開始前の当社が定める期日までにお支払いいただきます。なお、団体・グループ旅行の場合、旅行代金の支払期日及び方法は、旅行引受書にて明示する場合があります。
- ② 当社は、旅行開始前において運送機関等の運賃、料金の改定、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動を生じた場合、旅行代金を変更することがあります。

10. 当社の責任と損害賠償・免責事項

〔手配旅行〕

- (1) 当社の責任と損害賠償
- 当社は旅行契約の履行にあたって、当社または当社の手配代行者が故意または過失によってお客様に損害を与えた場合、その損害を賠償いたします。但し、損害発生の翌日から起算して2年以内にお申出があった場合に限りです。また、手荷物について生じた損害については、損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対してご通知いただいた場合に、旅行者1名につき15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます)として賠償いたします。
- (2) 免責事項
- 当社は、例えば次のような事由によりお客様が損害を被った場合は、前項の賠償の責任を負いません。

- 【1】天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、火災、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止による損害。
- 【2】食中毒
- 【3】お客様自身の故意または過失による損害
- 【4】その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由による損害

(3) お客様の責任

- 【1】お客様の故意または過失によって当社が損害を被った場合、当社はお客様より損害賠償を申し受けます。
- 【2】お客様が本条件に反した行為を行った場合、不正もしくは違法に本ホームページを利用した場合、または真実かつ正確なデータが入力されていないと当社が判断した場合には、当社は事前の予告無く該当する未消化の予約を取り消すとともに当該のお客様が将来に渡って本ホームページの利用することをお断りする場合があります。また、当社はその理由について、一切開示義務を負いません。
- 【3】お客様は、上記【2】の行為によって当社に生じた一切の損害(当社が手配先等に負担した金員を含む)を賠償する責を負います。

〔旅行相談〕

(1) 当社の責任及び免責

- 【1】契約の履行にあたって当社の故意又は過失により、旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償いたします。但し、発生の翌日から起算して6ヵ月以内に通知があった場合に限りです。
- 【2】当社は、当社が作成した旅行の計画に記載した運送・宿泊機関等について、実際に手配が可能であることを保証するものではありません。従って満員等で予約できなかったとしても当社は責任を負うものではありません。

11. 個人情報の取扱いについて

- (1) 当社は、旅行申込みの受付に際し、所定の項目についてお客様の個人情報を取得いたします。お客様が当社にご提供いただく個人情報の項目をご自分で選択することはお客様の任意ですが、全部または一部の個人情報を提供いただけない場合であって、お客様との連絡、あるいは旅行サービスの手配及びそれらのサービス受領のために必要な手続きがとれない場合、お客様のお申込、ご依頼をお引受できないことがあります。取得した個人情報は旅行業務取扱管理者が個人情報管理者を代理してご対応いたします。
- (2) 当社は、前号により取得した個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続き並びに旅行先の土産品店でのお客様の買い物等の便宜のために必要な範囲内で運送機関・宿泊機関等及び保険会社、官公署、土産品店に対し、前号より取得した個人情報、及び搭乗される航空便名に係る個人データを、予め電子的方法等で送付することにより提供いたします。その他、当社は、前号より取得した個人情報及び当社のサイト閲覧履歴、購買履歴などの個人情報、
- ① 当社の提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内
- ② 旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い
- ③ アンケートのお願い
- ④ 特典サービスの提供
- ⑤ 統計資料の作成
- に、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。
- (3) 当社は、旅行中に疾病・事故等があった場合に備え、お客様の旅行中の連絡先の方の個人情報をお伺いすることがあります。この個人情報も、お客様が疾病等があった場合で連絡先の方へ連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて連絡先の方の同意を得るものとします。
- (4) 当社は、手配代行業務、旅行添乗業務等の旅程管理業務及び空港等でのあつ旋サービス業務等において、本項(1)により取得した個人情報を取扱う業務の一部または全部を第三者へ委託することがあります。この場合、当社は当該委託先企業を当社基準により選定し、秘密保持に関する契約を交わした上で個人情報を預けいたします。(5) 当社は、お客様より利用目的の通知、開示、訂正、追加、削除、利用停止、消去、第三者提供の記録の請求があった際には、速やかに対応するものとします。

この旅行条件書は2024年8月の基準に基づきます。
(更新日:2024年8月1日)

旅行企画・実施
登録番号 千葉県知事登録旅行業 第2種1117号
名 称 旅育ワーケーションツアーズ株式会社
所 在 地 千葉県野田市柳沢245-8 多夢楽 CampBase
電話番号 070-8982-4033
担当者名 田村(国内旅行業務取扱管理者)

旅 行 業 務 取 扱 料 金

国内旅行

手配旅行に係る取扱料金

(注) 上記料金には消費税が含まれます

区 分	内 容		料 金
手配料金	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	10 人以上の団体手配旅行の場合	旅行費用総額の20%
		個人（上記以外の場合）	1件につき11,000円
	宿泊機関のみの場合	10 人以上の団体手配旅行の場合	宿泊券面額の20%
		個人（上記以外の場合）	1件につき5,500円
	運送機関のみの場合		1件につき5,500円
添乗サービス料金 （宿泊、交通費等の旅行実費を除く）。原則8～20時。			添乗員1人1日につき55,000円 チーフ添乗員の統括の下、一部の旅程管理及び チーフによる旅程管理業務の補佐を行う 添乗員1名1日につき36,300円
変更手続料金	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	10 人以上の団体手配旅行の場合	変更に係る部分の変更前の旅行代金の20%
		個人（上記以外の場合）	1件につき11,000円
	運送機関の予約・手配の変更		1件につき5,500円
	宿泊機関の予約・手配の変更（宿泊券の切替が必要な場合はそれを含む）		1件につき5,500円
取消手続料金	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	10 人以上の団体手配旅行の場合	取消に係る旅行代金の20%
		個人（上記以外の場合）	1件につき5,500円
	運送機関の手配の取消し（未使用乗車船券の精算手続がある場合はそれを含む）		1件につき5,500円
	宿泊機関の手配の取消し（未使用宿泊券の精算手続がある場合はそれを含む）		1件につき5,500円
連絡通信費	お客様の依頼により緊急に現地手配等の為の通信連絡を行った場合		1件につき5,500円 （電話料、電報料は別）

- (注)
- 1 団体手配旅行とは、複数の旅行者が代表者を定めて同一行程により旅行される場合をいいます。
 - 2 お客様の希望により、変更又は取消しを行う場合は、
運送機関、 宿泊機関等の定める取消料のほか、上記変更手続料金、取消手続料金を申し受けます。
 - 3 同一の宿泊機関に連泊する場合は、まとめて1件として扱います。
 - 4 添乗員・あつ旋員の交通費、宿泊費等は別途実費を申し受けます

相談料金 （注）上記料金には消費税が含まれます

区 分	内 容	料 金
観光旅行	(1) お客様の旅行計画作成のための相談	基本料金30分まで 5,500円 以降30分ごと 3,300円
	(2) 旅行計画の作成	旅行日程1日につき 5,500円
	(3) 旅行に必要な費用の見積り （運送機関と宿泊機関等の手配が複合した旅行の場合）	基本料金 2,200円 と 旅行日程1日につき 2,200円
	(4) 運送機関の運賃・料金の見積り	1件につき 2,200円
	(5) 旅行地及び運送、宿泊機関等に関する情報提供	資料（A4版）1枚につき 2,200円
お客様の依頼による出張相談		上記(1)から(5)までの料金に 11,000円増

旅行企画・実施

登録番号 千葉県知事登録旅行業 第2種 1117 号

名 称 旅育ワークショップアーズ株式会社

所 在 地 千葉県野田市柳沢 245-8 多夢楽 CampBase

電話番号 070-8982-4033

担当者名 田村 (国内旅行業務取扱管理者)